

# 令和3年度年末年始労災防止 特別活動の実施について

鹿嶋労働基準監督署 安全衛生課

当署では、平成30年度（2018年度）を初年度とする第13次労働災害防止推進計画に基づき、労働災害が増加傾向にある業種を重点業種として集中的な指導を行うほか、当年度においては、新型コロナウイルス感染症対策の徹底及び死亡災害多発警報を発し、各方面に対し、災害防止について取り組みを強化してきたところです。

しかしながら、本年10月末における休業4日以上之死傷災害件数は273件の発生となっており、前年同期比81件（42%）の増加、死亡災害が4件発生するほか、事業場の休憩室を起因とする新型コロナウイルス感染症の集団感染が発生する等、極めて憂慮すべき事態となっております。

今後、労働災害の更なる増加に歯止めをかけるためには、事業場において、計画的かつ継続的に実効ある安全衛生活動を取り組むことが重要となります。

つきましては、年末年始労働災害防止強化運動期間中（2021.12.1～2022.1.31）、新型コロナウイルス感染症対策の徹底はもとより、下記事項を積極的に取り組まれるようお願いいたします。

## 取り組み内容

- 1 **機械・設備の掃除若しくは点検等においては、当該機械・設備の起動装置を適切に停止させ、当該起動装置には錠を掛け、表示板を取り付ける等により、関係労働者以外が起動装置を操作することを防止すること。必要により職長が立ち会ったうえで、機械・設備の掃除若しくは点検作業を行わせること。**

機械・設備の適切な停止はもとより、当該起動装置を関係労働者以外が操作することのない的確な措置を講じるようお願いいたします。

- 2 **通路が凍結することにより発生する転倒災害について、未然に防止させる取り組みを強化すること。**

転倒災害は冬季に多く発生しており、令和2年に発生した転倒災害のうち、1月及び12月で約3割を占め、1月は最も多く発生しております。

- 3 **荷役作業中におけるトラック荷台からの墜落・転落災害を防止すること。**

事業場構内若しくは建設現場内で行われる、荷役作業中のトラック荷台からの墜落・転落災害を防止させるため、荷主として、荷の積卸し現場における安全な作業環境の整備促進をお願いいたします。